

第 7 期スポーツ・青少年分科会の審議の状況について

○学校安全部会審議まとめ

- ・第 7 1 回分科会（平成 2 6 年 3 月 2 8 日）にて学校安全部会の設置について承認。今後の学校における安全教育の充実について、第 1 回（平成 2 6 年 5 月 2 0 日）～ 第 5 回（平成 2 6 年 1 0 月 3 1 日）の議論をまとめ、平成 2 6 年 1 1 月 1 9 日に公表。

○2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた準備等について

- ・平成 2 5 年 9 月に招致を決定した 2 0 2 0 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた準備や体制等について、第 7 1 回分科会（平成 2 6 年 3 月 2 8 日）で審議。

○スポーツ団体に対する補助金の交付について

- ・スポーツ基本法第 3 5 条等に基づき、第 6 9 回分科会（平成 2 5 年 3 月 2 9 日）、第 7 1 回分科会（平成 2 6 年 3 月 2 8 日）で意見聴取。

○独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興投票等業務に係る事業計画、予算及び資金計画（案）の認可について

- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 2 1 条等に基づき、第 6 9 回分科会（平成 2 5 年 3 月 2 9 日）、第 7 0 回分科会（平成 2 5 年 1 1 月 1 日）、第 7 1 回分科会（平成 2 6 年 3 月 2 8 日）で意見聴取。

学校における安全教育の充実について

(中央教育審議会スポーツ・青少年分科会学校安全部会 審議のまとめ概要)

審議の背景

○ 「学校安全の推進に関する計画」(H24.4閣議決定)

1. 安全教育の充実

- 安全教育における主体的に行動する態度や共助・公助の視点
- 教育手法の改善
- 安全教育に係る時間の確保
- 避難訓練の在り方
- 児童生徒等の状況にあわせた安全教育

等

2. 学校の施設及び設備の整備充実 3. 組織的取組の推進 4. 地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進

○ 直近では、火山災害、台風や大雨による土砂災害の発生、事件・事故災害の発生等



次期学習指導要領改訂を見据え、安全教育の充実に係る方策や手立てに係る検討の視点を明確にする。

審議のまとめ

第7期中央教育審議会 スポーツ・青少年分科会学校安全部会

1. 安全教育の目標

- 学習指導要領の総則や解説等における安全教育の目標の明確化と安全教育の目標と各教科等の目標との関係性等の明示を検討
- 自らの命は自ら守る自助を前提とした共助・公助に関する能力の育成

- 研究開発学校や教育課程特例校、ISS(インターナショナルセーフスクール)などの実践的取組も参考にしながら、育成する資質・能力及び教育活動や評価について明確化する必要。

3. 安全教育の評価

- 安全に対する意識・態度を評価する指標作り
- 学校評価など家庭や地域を巻き込む形での評価等

2. 安全教育の内容

- 学習指導要領の総則や解説等において、安全教育の中核となる教科等と、各教科等の役割と関係性を系統的に示すとともに各教科等における安全に関する内容の充実を図ることを検討
- 安全教育が各学校において確実に実施されることが重要であり、そのための時間の確保などの議題について教育課程全体の議論の中で検討

(方策例)

- ・総合的な学習の時間の学習活動の例示として安全教育を追記
- ・特別活動の学級活動において防災や防犯に関する安全指導を行うことを明確に位置付け
- ・高等学校段階で検討される「社会との関わりの中で主体的に生きる力を育成することをねらいとした新科目」における内容の確保
- ・危険予測や回避に係る教育の充実
- ・地域や自治体等との合同訓練を含め実践的な訓練等の推進
- ・安全教育を新たな教科等として位置づけることの必要性について引き続き検討

4. 安全教育を行う上での環境整備 : 安全教育に係る教材整備、教員養成、研修、校内体制の整備、安全教育の充実に応じた安全管理体制の整備は重要であり、引き続き検討



次期学習指導要領に向けた教育課程全体の見直しの議論等の中で引き続き検討

安全教育については、各学校において確実に実施されることが重要であり、研究開発学校等における実践の状況も踏まえつつ、そのための時間の確保、指導内容のまとめりや系統性、中核となる教科等を位置付けることの効果・影響、教材の在り方、学習評価の在り方などの諸課題について検討。

学校における安全教育の充実について (審議のまとめ)

平成26年11月19日

中央教育審議会 スポーツ・青少年分科会 学校安全部会

第7期中央教育審議会スポーツ・青少年分科会
学校安全部会委員名簿

(計22名、50音順・敬称略、◎部会長○副部会長)

- ・甘利 康文 セコム株式会社 IS 研究所リスクマネジメントグループリーダー
- ・五十嵐 俊子 日野市立平山小学校長
- ・井口 信二 葛飾区立花の木小学校長
- ◎衛藤 隆 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所所長，東京大学名誉教授
- ・尾上 浩一 公益社団法人日本PTA全国協議会会長
- ・岡田 直子 高知県教育委員会事務局学校安全対策課課長補佐
- ・岡本 光子 伊丹市立笹原中学校長
- ・小川 和久 東北工業大学教職課程センター教授
- ・北村 友人 東京大学大学院教育学研究科准教授
- ・桐淵 博 さいたま市政策アドバイザー（元さいたま市教育長），
埼玉大学教育学部教授
- ・国崎 信江 株式会社危機管理教育研究所代表
- ・佐藤 健 東北大学災害科学国際研究所教授
- ・清水 哲雄 学校法人鷗友学園常務理事，東京私学教育研究所所長
- ・田村 圭子 新潟大学危機管理本部危機管理室教授
- ・戸田 芳雄 東京女子体育大学教授
- ・原本 憲子 聖徳大学兼任講師
- ・藤田 大輔 大阪教育大学教授・学校危機メンタルサポートセンター長
- ・室崎 益輝 ひょうご震災記念21世紀研究機構研究調査本部長，
神戸大学名誉教授
- ・森本 晋也 岩手県教育委員会事務局学校教育室指導主事
- ・安武 正太郎 東京都立墨田特別支援学校副校長
- ・山本 美苗 埼玉県立草加南高等学校教頭
- 渡邊 正樹 東京学芸大学教育学部教授

目 次

I	安全教育の充実に向けて	2
II	安全教育の充実について	5
	1. 安全教育の目標.....	5
	2. 安全教育の内容.....	7
	3. 安全教育の評価の在り方	12
III	安全教育を行う上での環境整備	13

I 安全教育の充実に向けて

学校における安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を育てることである。

これまでも、学校においては安全管理・組織活動（以下、安全管理等）について体制を整備するとともに、安全教育の充実に向け取り組んできたが、学校や通学路で不審者により児童生徒等に危害が加えられる事件や交通事故は毎年のように発生している。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では多数の園児児童生徒、学校等に甚大な被害が生じた。最も被害の大きかった石巻市立大川小学校では、全校児童108名のうち児童74名、教職員13名のうち10名が犠牲となった。また、直近でも、台風や大雨による土砂災害や火山災害等も発生している¹。このような中、今後も事件・事故災害の発生が危惧されているところであり、児童生徒等の安全の確保について安全管理等の一層の充実を図るとともに、安全で安心な社会づくりの担い手となる児童生徒等への安全教育の重要性が高まっている。

国においては、平成20年6月に学校保健法を改正し、学校保健安全法とし

¹ ※ 独立行政法人日本スポーツ振興センターによれば、小学校では休憩時間中を中心に、中学校・高等学校では課外活動などにおいて、負傷などが年間約112万件発生しており、30年前と比較して約3割増加している。また、死亡事故の件数については、減少傾向が続いているものの平成23年度において82件発生している(災害共済給付支給件数より)。

※ 交通安全については、昭和46年から政府全体として取り組む方策をまとめた交通安全基本計画に基づき、児童生徒等に対しても同計画を踏まえた対策を行ってきており、平成23年度から第9次交通安全基本計画が実施されている。児童生徒等の交通事故による死者数は近年減少傾向にあるが、25年には127人(24時間死者)に上っている。

※ 災害安全については、我が国においては、自然災害が多く発生し、地震被害では平成7年1月の阪神・淡路大震災、平成16年10月の新潟県中越地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震などが発生するとともに、風水害についても平成23年9月の台風12号などにより多くの被害が発生している。平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、児童生徒等600人以上を含む、約2万人の死者・行方不明者を数えるとともに、その後も平成26年には広島市における土砂災害、岐阜県・長野県にまたがる御嶽山の噴火による火山災害等甚大な災害が発生している。

て、各学校等における学校安全計画の策定・実施、危険等発生時対処要領の作成等を義務付けるなどの措置を講ずるとともに、平成 20 年及び平成 21 年に改訂された幼稚園教育要領及び小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校学習指導要領においては安全に関する指導の充実が図られてきたところである²。また、学校保健安全法に基づき、平成 24 年から概ね 5 年間にわたる学校安全に関する施策の基本的方向と具体的な方策を示した「学校安全の推進に関する計画」が閣議決定され、学校安全に関する一層の充実方策が示されているところである。

これらの国の取組に基づき、学校現場においては、これまで学校の施設及び設備や交通安全を中心とした通学路における危険箇所の点検、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成、学校内外の安全に関する家庭や地域社会との連携体制の整備などの安全管理の方策等とともに、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うため、防犯を含む生活安全、交通安全、災害安全（防災）のそれぞれの領域について、児童生徒等が主体的に安全な行動をとることができるように安全教育が行われてきた。

児童生徒等への安全教育は、次世代の安全文化の構築につながる教育活動であり、発達の段階に応じて系統的・体系的な教育が継続されることが重要である。

これまでも安全教育の充実は図られてきたが、自らの安全を確保するための行動ができるようにする観点からその内容が不十分であること、安全に関する内容が各教科等にまたがっており、その体系や児童生徒等の発達の段階に応じた系統性が不明確であることなどから、安全教育として、教科等で学んだ知

² 学校における安全教育については、学習指導要領の総則において、以下のように示されている。（下記抜粋は小学校学習指導要領 1 章総則第 1 教育課程編成の一般方針、中学校・高等学校・特別支援学校においても同内容）

3 学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

識を主体的に行動する態度等に結び付けていくための指導の時間の確保が難しいとの指摘がある。

また、安全教育は知識理解にとどまらず、知識を元に正しく判断し主体的に行動する態度や安全な社会づくりへの意識を育むことを重視しており、評価手法の確立も課題となっている。

さらに、事件・事故災害から児童生徒等を守る安全管理等や安全教育を推進するため、教職員には必要な知識や資質が求められるが、大学の教職課程では学校安全に関する内容を学ぶ機会は極めて限られており、学校現場においても教職員の主体的学びに委ねられているとの指摘もある。

このたび、次期学習指導要領改訂がせまる中、安全教育が各学校において確実に実施されることが重要であるとの認識の下、そのための時間の確保、指導内容のまとまりや系統性、中核となる教科等を位置付けることの効果・影響、教材の在り方、学習評価の在り方、指導体制の在り方などの諸課題について、教育課程全体の中で検討するにあたり、必要となる安全教育の方策や手立てに関する視点について中央教育審議会スポーツ・青少年分科会学校安全部会において、検討・審議を行い、その意見を取りまとめた。

なお、安全教育を行う上での環境整備に関わる事項等については、学校安全部会等において、更に検討する。

Ⅱ 安全教育の充実について

1. 安全教育の目標

【現状・課題】

これからの時代に子供たちに求められる力を育むためには「何を知っているか」のみならず「何ができるか」を重視した教育課程が必要であり、次期学習指導要領改訂に当たっても、育成すべき資質・能力の明確化とそれに基づく教育目標・内容の構造化が重要な論点になると考えられる。

「学校安全の推進に関する計画」（平成24年4月閣議決定）においては、発達の段階に応じた安全教育によって、以下のような能力を育むことが重要とされている。

- i) 日常生活における事件・事故，自然災害などの現状，原因及び防止方法について理解を深め，現在や将来に直面する安全の課題に対して，的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにすること
- ii) 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し，自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに，自ら危険な環境を改善できるようにすること
- iii) 自他の生命を尊重し，安全で安心な社会づくりの重要性を認識して，学校，家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し，貢献できるようにすること

近年，大規模な自然災害が多く発生していることもあり，特に災害後の社会貢献活動についてはその必要性が国民に広く理解され，NPO等の民間団体や多くの個人が活動に参加するようになってきている。一方，事件・事故災害を未然に防ぐという点においては，特に，情報を正しく理解して意思決定・行動選択しようとする実践力が不足しているとの指摘がある。まずは，児童生徒等が，我が国における事件・事故災害の様々なリスクを理解するとともに，危険等発生時には情報を元に正しく判断し，危険を回避する行動がとれるようになる教育が必要である。そのためには，情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を高める教育とともに，社会を構成する一員としての主体的な生き方に関わる教育（いわゆるシティズンシップ教育等）や持続可能な社会の構築に関わる教育（いわゆるESD）の視点に立った教育も重要と考えられる。

また、事件・事故災害時には、正常性バイアス³やパニックなど周辺にいる人々との関わりによって行動に影響を受けることなど、児童生徒等に人間の心理特性を理解させることも重要である。さらに、災害後の心の問題への対応についても併せて指導することが必要である。加えて、次代を担う児童生徒等には安全で安心な社会づくりの重要性を認識するため「国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)⁴」の理念を踏まえ、「強さ」と「しなやかさ」をもった安全・安心な国土・地域・経済社会の構築のための視点も必要である。

安全教育は様々な教科等の中で行われることから、安全教育の目標の在り方を検討するに当たっては、社会情勢の変化に対応した視点で検討することと併せて、安全教育が実施される教科等の目標の中でどのように安全教育を位置付け、安全教育の目標と各教科等の目標との関係性をどのように考えるかについても整理することが重要である。

【今後の方向性】

- 安全教育の目指す資質・能力としては、既に示している「学校安全の推進に関する計画」において、自助を前提とした共助・公助に関する能力の育成を目指すこととしている。そうした能力を育成するため、学習指導要領の総則や解説等において、安全教育の目標を明確にし、その目標と各教科等の目標との関係性等について示すことを検討すべき。
- 今後、社会情勢の変化に伴う事件・事故災害への新たな対応に迫られることも考えられることから、安全で安心な社会づくりに向け、安全活動に進んで参加・貢献できる社会人を育成し、我が国における安全文化を醸成するために、研究開発学校や教育課程特例校、ISS(インターナショナルセーフスクール)などの実践的取組も参考にしながら、引き続き適切に見直していくことが必要である。

³ 正常化の偏見(バイアス)とは、自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう人間の心理特性のこと。

⁴ 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(平成25年12月11日法律第95号)に基づき、「国土強靱化基本計画」が平成26年6月に閣議決定されている。この中では、国土強靱化の理念として、『いかなる災害等が発生しようとも、①人命の保護が最大限図られること、②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、④迅速な復旧復興を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進することとする。』とされている。

2. 安全教育の内容

【現状・課題】

近年の急激な社会情勢の変化によって、児童生徒等を取り巻く安全に関する状況は大きく変化してきている。この変化に素早く対応し、将来を見据え、安全で安心な社会づくりの基盤となる資質・能力を児童生徒等に育むことは、我が国の「安全文化」の醸成につながる重要な教育活動である。我が国全体の課題として、組織と個人が生命を尊重し、安全を最優先する気風や気質を育てていくためにも、全ての学校において安全教育の充実が必要不可欠である。

安全教育において、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成したり、支援者となる視点から、「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」を高めたりするには、理科や社会科、保健体育科等の各教科において、災害の原因となる現象の理解や安全な社会づくりを担う関係機関の役割、応急手当等の知識や技能のみならず、道徳における道徳的価値の涵養（かんよう）や特別活動における実践的な活動、総合的な学習の時間における教科横断的な取組を行えるようにすることが重要である。

現行の学習指導要領等においては、安全に関する知識等の学習については生活科や社会科・地理歴史科・公民科、理科、体育科・保健体育科、家庭科、技術・家庭科等を中心に扱われており、安全を確保するための行動等の指導については特別活動を中心に行われている。また、社会貢献の意識等については社会科・地理歴史科・公民科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動で扱われることが多い。

安全教育については、こうした各教科等の特質に応じて学校の教育活動全体を通じて適切に行うよう示されているが、各教科等が安全教育で果たすべき役割や、各教科等相互の関係性、重点的に指導すべき事項などが、学習指導要領上必ずしも系統的に整理されておらず、学校における教育が効果的に実施できていない状況がある。

こうした課題を踏まえ、安全教育の中核的な教科等を位置付けることを含め、系統的な整理ができないか検討することは重要である。この際、先述した各教科目標と安全教育の目標との関係性についても併せて検討する必要がある。

また、特別活動においては、学級活動や学校行事において安全に係る内容が含まれているものの、発達の段階や日本で生活する上で想定される災害等の危

険に応じた指導を行うに当たって、必ずしも十分な時間が確保されているとは言えず、学校によってその取組状況に格差が出ている。総合的な学習の時間においても、教科を横断した学習活動として探究的に安全学習が実施されている例も見られるが、目標や内容は各学校において定められており、必ずしも全ての学校において行われているものではない。そこで各教科における時間の確保を含め、全ての学校において必要な安全教育を実施することができるよう何らかの改善のための工夫が必要である。

とりわけ、東日本大震災の課題や教訓、その後も発生している台風や大雨等による土砂災害、火山災害等の課題も踏まえ、安全教育の中でも防災教育について重点的に内容を充実させていくことが重要である。特に、行政機関等から出される災害に関する様々な情報や活用の方法について理解することは、自らの命を守る上で不可欠であり、小学校の段階から発達に応じて適切に行われることで、自助の考え方が定着していくと考えられる。また、幼稚園の段階においても、教職員や保護者等大人の援助の下で、何が危険であるかを理解し、体験を通して安全についての構えを身に付けていくことは、その後の防災教育の基盤づくりにつながり、重要である。

防災教育の効果的な推進には地域との連携が不可欠である。各地域の地名には、過去の災害教訓を踏まえたものも少なくない。代々語り継がれてきた災害教訓等の地域教材の活用は、児童生徒等の意欲の向上につながり効果的である。しかし、昨今の地域社会の結び付きの衰退から語り継がれないことは課題である。

東日本大震災以降、学校の特別活動等における避難訓練では、児童生徒等が自ら主体的に危険を回避して避難する実践的な取組が行われるようになってきた。しかし、そもそも避難訓練は消防法で定められた防火管理者が児童生徒等を安全に避難誘導するために行う教職員の訓練であり、児童生徒等が危険を予測できる力や的確に行動できる力を身に付けることを目指した特別活動等の教育活動とは目的が異なる。学校においては、教職員が主体となる避難訓練と児童生徒等の学習として行う防災活動の趣旨や目的を理解することが必要である。

防災に関する教育（災害安全）の他にも、刑法犯の認知件数に占める子供の被害件数の割合の増加や、道路交通法等の改正による道路交通に係る新しい知識の必要性、スマートフォンやSNS（ソーシャルネットワークサービス）の普及によるネット依存や利用に伴うトラブル等の課題に対応した情報モラルの育

成など、今日的な課題に対応するための生活安全に関する教育や交通安全に関する教育の視点も含めた総合的な安全教育を偏りなく実施する工夫も必要である。

東日本大震災の際にみられるように、命を救う学びを得るためには、各教科等において知識を学ぶとともに、学んだ知識を主体的に行動する態度へ結び付ける教育活動が重要である。また、自らの命を守る自助とともに、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付けるための共助、公助に関する教育も重要であり、家族、地域、社会全体を見渡し、安全で安心な社会づくりに参画し、他の人も含め安全で幸せに暮らしていく社会づくりを目指す安全教育を充実させていく必要がある。

【今後の方向性】

- 安全教育については、各学校において確実に実施されることが重要であり、研究開発学校等における実践の状況も踏まえつつ、そのための時間の確保、指導内容のまとまりや系統性、中核となる教科等を位置付けることの効果・影響、教材の在り方、学習評価の在り方、指導体制の在り方などの諸課題について、今後、次期の学習指導要領改訂に向けての審議において、教育課程全体の議論の中で検討する。

(安全教育の充実のための検討の視点)

- 学習指導要領の総則や解説等において、安全教育の中核となる教科等と、各教科等の役割と関係性を系統的に示すことを検討すべき。例えば、災害安全については社会科、理科と特別活動等、生活安全、交通安全については、体育科・保健体育科、家庭科、技術・家庭科と特別活動等を中核となる教科等として取り組むことを検討するとともに、各教科等においても安全に関する内容の一層の充実を図ることが考えられる。
- また、例えば、総合的な学習の時間の学習活動の例示として安全教育に関する学習活動を追記するとともに、特別活動の学級活動の内容において防災や防犯に関する安全指導を行うことを明確に位置付けたり、学校行事についても「健康安全・体育的行事」に位置付けられている安全教育に関する行事の位置づけをより明確化したりするなど安全教育の充実を図ることが考えられる。
- これらとあわせて、高等学校段階では、社会との関わりの中で主体的に生

きる力を育成することをねらいとした新科目の設置に関する検討なども踏まえ、安全で安心な社会を構成する一市民として最低限必要な知識や望ましい態度を学習するなどの時間を確保するための工夫を図ることが考えられる。

- さらに、これら学んだことが、主体的に行動する態度につながるよう、児童生徒が課題の解決に向けて主体的・協働的に学ぶ授業への発展を図る。
- このほか、防災訓練については、教職員に消防法で義務付けられている児童生徒等を安全に避難させるための訓練のみならず、特別活動において、より一層各教科等の取組連携を図ったり、学級活動や日常的な指導などの事前・事後の指導を充実させるなどして、児童生徒等が自ら危険を認識して安全な行動をとるための実践的な訓練やイメージトレーニングなどの図上訓練、地域の関係者と協働で行う共助のための訓練を行えるようにしたり、これらを通じた探究的な学習を地域や学校の実情に応じて総合的な学習の時間を活用して行えるようにする。
- 地域に起こりやすい災害等を学ぶ場合には、小学校・中学校等においては学区や学校近隣の自治会、高等学校等では郷土史の研究者等らの協力を得られるよう、人的・時間的な確保を図る。また、学校が、所在する地域や自治体とともに防災訓練等を実施したり、児童生徒等に自らが居住する地域の防災訓練等に参加することを促したりするなど、地域の安全活動に進んで参加する一市民として基盤を培っていく。
- 以上のように、安全教育の内容を明確にし、系統性を示すこと等により、指導時間の確保を図る。また、安全教育を新たな教科等として位置付けることの必要性については、引き続き検討すべき。

(安全教育の各教科等における内容の充実例)

- 特別活動や総合的な学習の時間だけでなく、関係する教科等において、内容を追加・充実させ、児童生徒等の知識が行動につながるような安全教育の学習方法の工夫を行う。特に、災害情報を適切に理解する教育や、道路交通法の改正等を踏まえた通学路の標識・表示の理解、危険予測や回避に係る教育、情報モラルに関する教育を充実させる。具体的には、各学校段階に応じて、次のような内容が考えられる。

(幼稚園)

- 幼児の情緒の安定を図り、遊びを通して、状況に応じて機敏に自分の体

を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などがわかり安全についての理解を深める指導の充実を図る。

(小学校)

- 低学年においては、学校施設の様子や安全な登下校と併せ、地震等の災害が発生した際の適切な行動に関する気付きを促す学習活動を充実させる。
- 中学年においては、地域の安全を守る関係機関の努力や工夫を学び、自助だけでなく、自らもどのようにそれらの機関と関わっていけるかという共助・公助の視点を含めた学びを充実させる。
- 高学年においては、家庭生活における安全について具体的な事例から理解を深めるとともに、事件・事故災害について、地域で語り継がれてきた教訓を含め、各地域の歴史的な観点からの理解や、様々な行政機関等から出される防災に関する情報や安全に関する情報の理解を充実させる。

(中学校)

- 心肺蘇生法に加えて、自動体外式除細動器（AED）の実習を通じた理解等、救急救命活動に係る学習活動を充実させる。
- 自転車を中心に、道路交通法の改正に伴う道路交通の基礎知識や、自らが加害者になったときの責任についての理解を促進する教育を充実させる。
- 電気機器等の事故防止や耐震化、家族の安全を考えた室内環境の整え方や安全な住まい方の工夫など、生徒の実生活と関連の深い内容を充実させる。
- 事件・事故災害について地域で語り継がれてきた教訓や、様々な行政機関等から出される安全に関する情報の活用方法を身に付けさせる。
- 自然災害と防災への努力とともに、災害時の対応や復旧、復興を見据えた視点からの取扱いを充実させる。
- 自らが社会の一員として、安全で安心な社会を作るための方策に係る教育を充実させる。

(高等学校)

- 日本の犯罪の現状や安全対策の在り方に係る内容を充実させる。
- 自動車や二輪車を中心とした交通事故防止のために、交通安全に関する法規や制度、事故分析などの科学的な根拠に基づいた教育を充実させる。
- 建築技術の進歩や安全を考えた地域コミュニティづくりなど、家庭や地域及び社会の一員として主体的に行動できるように実践的な学習内容を充実させる。
- 我が国の自然環境の特色と自然災害とのかかわり、国内にみられる自然災害の事例と地域性を踏まえた対応とともに、災害時の対応や復旧、復興を見据えた視点からの取扱いを充実させる。

- 自らが安全で安心な社会を創造し、その社会に参画するための関係法令の理解や強靱な国土の在り方等についての知識を身に付けさせる。

(小学校、中学校、高等学校)

- 体験を通して得られる危険予測・危険回避能力を培うため、安全に関する課題についての学習活動を充実させる。
- 被災者の話を聞く活動や、復旧・復興のための支援等、児童生徒のボランティア体験活動等を推進する。
- 各教科等を通じて、児童・生徒の発達の段階に応じた情報モラルに関する教育を充実させる。

(特別支援学校)

- 特別支援学校については、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じた安全教育を行うとともに、個別の指導計画等を踏まえ、一人一人の児童生徒の障害の状態等に応じた指導を行う。

3. 安全教育の評価の在り方

【現状・課題】

安全教育を教育課程に明確に位置付け継続的に行うためには、指導と評価が一体的に展開されることが重要である。

その評価については、単に知識理解の程度や学校内外での事故発生頻度の変化によって行うのではなく、家庭や地域社会の協力を得ながら、多様な視点で関心や態度について確かめることが必要であり、このような評価が容易でないことが課題となっている。

【今後の方向性】

- 安全に対する意識や態度、能力を評価する指標づくりを行うことや、学校評価など家庭や地域を巻き込む形での評価等、総括的な評価を行う方策等を検討する。

Ⅲ 安全教育を行う上での環境整備

安全教育を行う上では、児童生徒が共通して身に付けるべき資質・能力を明確化し、教員の指導力向上、指導体制の充実を図ることは重要であり、下記の観点から引き続き検討が必要である。

（教材関係）

- 安全教育に係る参考資料や教材は、各地域の実態に応じて自治体や関係機関・団体等が作成している。特に東日本大震災以降、防災教育に関する教材等は全国の多くの自治体や関係機関等で作成や改訂が行われている。地域教材の充実は図られてきていることから、今後は学習指導要領の改訂に準じ、国としての標準的な内容を踏まえた教材の整備及びICTの活用による優れた教材等の共有について検討していく必要がある。

（教員養成，教職員研修等）

- 教員養成段階における学校安全の扱いについては、教科専門科目や教職専門科目の中で部分的に扱われていることがほとんどである。また、国や地方公共団体において管理職及び学校安全の指導的な役割を担う教職員の研修を行う体制が整えられつつあるが、一層の充実が求められる。たとえ新任教員であっても赴任したその日から、学校管理下における児童生徒等の安全を確保する義務が生ずることから、教員の養成・研修の各段階でどのような形で学校安全について取り扱うかについて、国の教員養成全体の議論の中で更なる検討が必要である。

（校内体制）

- 現在のところ、安全教育を中心的に担う教員については、各学校で校務分掌中に位置付けているところもあるが、保健主事等のように法令上位置付けが明確にされていない。今後、その役割を十分に果たせるようにどのような工夫が考えられるか、防災主任の配置等を実施している地域の取組を参考に検討の必要がある。

（安全管理）

- 安全教育と安全管理は、一体のものとして密接に関連させて進めていく必要がある。学校保健安全法においては、各学校において学校安全計画を作成・実施することが義務付けられており、その計画中には、施設設備の安全点検、安全に関する指導や教職員の研修等を含めることとされている。各学校は、

その環境や児童生徒等の状況に応じ、安全管理や安全教育相互の有機的な関連を図りながら推進していくことが求められている。既存の地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール（学校運営協議会）、学校支援地域本部等をはじめ、地域のパトロール隊やスクールガード（学校安全ボランティア）等と連携し、安全教育の充実に応じた安全管理の在り方についても検討していく必要がある。